

議案第76号

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年7月22日提出

八潮市長 大山 忍

提案理由

国家公務員の人事院勧告を踏まえ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第14条の2 任命権者は、八潮市職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 八潮市職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、施行日前においても、改正後の第14条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。